

学校番号 (1150)
学校名 福岡市立西都小学校
校長名 檜尾 好民
(生徒指導担当者 米倉 康誠)

令和5年度 西都小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等のための取組に係る達成目標

- 5月 西都小学校いじめ防止基本方針の周知
- いじめ事案について情報の共有化
- 夏季休業中における職員研修（Q-Uアンケートの活用等）
- 2月 西都小学校いじめ防止基本方針の見直し、提案

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) いじめの早期発見・早期対応をめざして取り組む。
- (2) 児童が自分の課題として取り組めるように、継続的な実態把握を行う。
- (3) 学校・保護者・地域が一体となった組織的な連携を具体化する。

<西都小いじめゼロ宣言>

- ・いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません。
- ・自分の言葉に責任をもち 人の心を 大切にします。
- ・一人一人のSOS 気づいて みんなで助けます。
- ・一人一人のちがいを認め合い 互いに尊重し合います。

2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校におけるいじめを生まない取組を一層促進する。
 - 「学校いじめ防止対策委員会」を学期に1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
 - 「いじめについてのアンケート」等を月に1回実施し、年間に数回程度アンケートをもとにした個人面談を実施する。
 - 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、学校サポーター会議、いじめ防止対策委員会等の活用とともに、関係諸機関との連携を図る。

3 いじめの早期発見・即時対応(いじめの兆候を見逃さない取組等)

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」(県教委作成)の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめ、加害児童への対応も含む)

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を直ちに確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の解決及び再発防止に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、学級力アンケートやQ-Uアンケートの分析・活用のた

めの校内研修を実施する。

- (4) 諸アンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他(各取組のPDCAサイクル等について)

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや学校通信等で広く周知するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法 第22条関係)

- (1) 組織の名称・役割

○ 名称

福岡市立西都小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題の取組にあたって中核となる役割
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- ・ 教育委員会への報告

- (2) 組織の構成(別添資料1参照)

校長、教頭、教務担当主幹教諭、校区民生委員・児童委員、生徒指導主任

スクールサポーター スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等

9 重大事態発生時の調査機関(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

- (1) 組織の名称と役割

○ 名称

福岡市立西都小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果について教育委員会への報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への報告

(2) 組織の構成 (別添資料 1 参照)

校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導主任、人権教育担当者、
養護教諭、S C、S S W、該当学年教諭 等

10 いじめ防止等の各取組の年間計画(P・D・C・Aを記入)

月	児童等への取組及び児童の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 いじめ0アンケート	P D	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	P P	
5	いじめ0アンケート	D C	校内いじめ防止対策委員会 個人懇談	D D	
6	いじめゼロ取組月間 いじめ0アンケート	P D	校内いじめ防止対策委員会 西都小いじめ防止対策委員会	D C	
7	いじめ0アンケート	D A	校内いじめ防止対策委員会	D A	
8	いじめゼロサミット 2023 参加	D	校内いじめ防止対策委員会 集団づくり実践交流会	D C	
9	いじめゼロ実現プロジェクト いじめ0アンケート 人権標語づくり	D D D	校内いじめ防止対策委員会	P D	
10	いじめ0アンケート	D C	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめゼロ取組月間 いじめ0アンケート	P D	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	人権週間への取組 いじめゼロ取組 いじめ0アンケート	P D A	校内いじめ防止対策委員会	C A	
1	人権ポスターづくり いじめ0アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 集団づくり実践交流会	P D	
2	いじめゼロ取組月間 いじめ0アンケート	D C	西都小いじめ防止対策委員会	C	
3	1年間のふりかえり いじめ0アンケート	C A	校内いじめ防止対策委員会	C A	